

令和4年6月29日

組合員・利用者の皆さまへ

東西しらかわ農業協同組合  
代表理事組合長 薄葉 功

### 元職員による不祥事案の発生について

このたび、当組合におきまして不祥事案が発生いたしました。

地域社会に根ざした組織としての社会的役割を担い、信用を第一として高い倫理観が求められるなかで、役職員一同深く反省するとともに、組合員をはじめ利用者の皆さま、ならびに関係する皆さまに心よりお詫び申し上げます。

#### 1. 不祥事案の概要

- (1) 令和4年5月27日、システムでATM異常取引が検知され、ATMの防犯カメラ映像を確認したところ、元職員が取引をしている姿が確認されました。同日、本人に事実確認をしたところ、不正を認めました。また、内部調査では元職員が被害にあわれたお客様の定期貯金、共済契約を解約し、元職員が不正に所持していた普通貯金通帳（口座）に入金していたことが判明しております。
- (2) 被害額は27,035,988円で、被害金額について、当組合で全額弁済しております。
- (3) 元職員は、本店配属の50代、男性です。
- (4) 元職員は、着服した現金を借入金の返済や遊興費、生活費に充てておりました。

#### 2. 関係機関への報告等

事案発覚後、監督官庁等に報告しております。

#### 3. 人事処分

元職員については、令和4年6月28日付で懲戒解雇処分としております。  
本件関係者についても厳正な処分を行います。

#### 4. 今後の対応

今回の事案を厳粛に受け止め、綱紀の粛正・内部管理体制の強化を図り、信頼回復と再発防止に向けて役職員一丸となって取り組んでまいります。